

科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件

平成16年8月24日
文部科学大臣決定
改正 平成17年1月24日
改正 平成17年3月30日
改正 平成18年3月20日
改正 平成18年3月27日
改正 平成19年3月30日
改正 平成20年5月19日
改正 平成21年3月30日
改正 平成22年3月30日
改正 平成23年3月31日
改正 平成24年3月31日
改正 平成24年4月12日

(特定給付金)

第1条 科学研究費補助金取扱規程(昭和40年3月30日文部省告示第110号。以下「規程」という。)第4条第3項の規定による特定給付金のうち、文部科学省又は文部科学省の所管する独立行政法人が交付するものは、次に掲げる事業等により交付される給付金(以下「文部科学省関係給付金」という。)とする。

- (1) 規程第3条第2項に係る科学研究費補助金を財源として独立行政法人日本学術振興会が行う事業
- (2) 国家課題対応型研究開発推進事業
- (3) 戦略的創造研究推進事業
- (4) 研究成果展開事業
- (5) 国際科学技術共同研究推進事業
- (6) 最先端研究開発支援プログラム
- (7) 最先端・次世代研究開発支援プログラム

2 規程第4条第3項の規定による特定給付金のうち、文部科学省関係給付金以外のものは、次に掲げる事業等により交付される給付金とする。

- (1) 食品健康影響評価技術研究事業
- (2) 戦略的情報通信研究開発推進制度
- (3) 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進技術型研究開発助成制度
- (4) 消防防災科学技術研究推進制度
- (5) 厚生労働科学研究費補助金
- (6) オープエンドラッグ・オープンデバイス研究開発振興事業費
- (7) 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
- (8) イノベーション創出基礎的研究推進事業
- (9) 地域イノベーション創出実証研究補助事業
- (10) 先導的産業技術創出事業
- (11) 石油・天然ガス開発・利用促進型事業
- (12) 建設技術研究開発助成制度
- (13) 運輸分野における基礎的研究推進制度
- (14) 地球温暖化対策技術開発等事業
- (15) 環境研究総合推進費

(科学研究費補助金を交付しないこととする期間)

第2条 規程第4条第3項の規定による科学研究費補助金を交付しないこととする期間は、同項各号に掲げる者が行う事業について一定期間前条各項各号の特定給付金を交付しないこととされた場合における当該一定期間とする。

附則

この決定は、平成16年8月27日から施行する。

附則

この決定は、平成１７年１月２４日から施行する。

附則

この決定は、平成１７年４月１日から施行する。

附則

- １ この決定（以下「新決定」という。）は、平成１８年３月２０日から施行する。
- ２ 新決定の規定の適用に当たっては、改正前の決定（以下「旧決定」という。）第１条に掲げる事業等及び旧決定改正前の決定第１条に掲げる事業等が新決定第１条に掲げる事業等に含まれるものとする。

附則

- １ この決定は、平成１８年４月１日から施行する。
- ２ 改正前の決定（以下「旧決定」という。）第１条、第２条及び旧決定附則第２項の規定は、この決定の施行後も、なおその効力を有する。

附則

- １ この決定は、平成１９年４月１日から施行する。
- ２ 改正前の決定（以下「旧決定」という。）第１条、第２条及び旧決定附則第２項の規定は、この決定の施行後も、なおその効力を有する。

附則

- １ この決定は、平成２０年５月１９日から施行する。
- ２ 改正前の決定（以下「旧決定」という。）第１条、第２条及び旧決定附則第２項の規定は、この決定の施行後も、なおその効力を有する。

附則

- １ この決定は、平成２１年４月１日から施行する。
- ２ 改正前の決定（以下「旧決定」という。）第１条、第２条及び旧決定附則第２項の規定は、この決定の施行後も、なおその効力を有する。

附則

- １ この決定は、平成２２年４月１日から施行する。
- ２ 改正前の決定（以下「旧決定」という。）第１条、第２条及び旧決定附則第２項の規定は、この決定の施行後も、なおその効力を有する。

附則

- １ この決定は、平成２３年４月１日から施行する。
- ２ 改正前の決定（以下「旧決定」という。）第１条、第２条及び旧決定附則第２項の規定は、この決定の施行後も、なおその効力を有する。

附則

- １ この決定は、平成２４年３月３１日から施行し、改正後の規定は、平成２３年６月２日から適用する。
- ２ 改正前の決定（以下「旧決定」という。）第１条、第２条及び旧決定附則第２項の規定は、この決定の施行後も、なおその効力を有する。

附則

- １ この決定は、平成２４年４月１２日から施行し、改正後の規定は、平成２４年４月１日から適用する。
- ２ 改正前の決定（以下「旧決定」という。）第１条、第２条及び旧決定附則第２項の規定は、この決定の施行後も、なおその効力を有する。